

2024年3月22日

お客様 各位

呉信用金庫

「口座管理法制度」の一部業務の運用開始について

平素より、呉信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、2024年4月1日(月)より「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(以下、「口座管理法」という)および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、「口座登録法」という)が施行され、当金庫において「口座管理法制度」に基づく一部業務の運用を開始しますので下記のとおりご案内いたします。

記

1. 「口座管理法」および「口座登録法」に基づき当金庫が行うこととなる業務とその開始時期について

	対象業務	業務運用開始時期
口座管理法	①当金庫の預金口座への付番	2024年4月1日(月)
	②他金融機関の預貯金口座への付番	2025年3月初旬(予定)
	③相続時・災害時の口座照会	
	④本人情報の最新化	
口座登録法	公金受取口座の登録等の受付	

2. 預金口座への付番の意思確認について

当金庫において新規で口座を開設される際は、預金口座へのマイナンバー付番の意向を確認させていただきます。

なお、インターネットにより口座を開設されたお客様は、最寄りの当金庫窓口にてお手続きをお願いいたします。

3. 「口座管理法」「口座登録法」の制度についての詳細について

以下のリンクをご参照いただくかデジタル庁のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までお問い合わせください。

(1) [公金受取口座登録制度 | デジタル庁](#)

(2) デジタル庁リーフレット

- [今後の公金受取口座登録制度 日本語版](#)
- [今後の口座管理法制度 日本語版](#)
- [今後の公金受取口座登録制度 英語版](#)
- [今後の口座管理法制度 英語版](#)

以上